

NR協会理事候補者選挙管理委員会 選挙規定

1. 立候補する権利と投票する権利
 - ・平成20年11月1日付けでNR協会に会員登録されている方
(会費の納入日付が11月1日付けの方)
2. 選挙すべき理事候補者定数について
 - ・候補者以外の現理事長の指名による5名以内は、無投票で決定するものとする。
3. 立候補用紙は所定のものを使用（別添）
4. 立候補者が定員に満たない場合
 - ・理事長指名の5名以内 無投票とする
 - ・立候補者5～10名 無投票とする
 - ・立候補者11名以上 選挙をおこなう
5. 投票は1人1票とし、2票以上は無効とする。
6. NR協会の理事候補者は、本部と支部の役員を兼任することはできない。

2008/11/12
理事候補者選挙管理委員会
委員長：石田 晋也